

**富士山火山広域防災対策検討会  
報告書**

**富士山火山広域防災検討会**

**平成 17 年 7 月**

# 富士山火山広域防災対策検討会報告書 目次

## はじめに ..... 1

---

## 第一章 検討の目的と方針 ..... 3

1. 検討の目的 ..... 3
  2. 検討の進め方 ..... 3
  3. 富士山火山広域防災のあり方 ..... 6
    - 3-1 富士山火山災害の特徴・課題と広域防災対策の視点
    - 3-2 富士山火山広域防災の方向性
  4. 富士山火山広域防災対策の検討 ..... 14
- 

## 第二章 富士山火山広域防災対策 ..... 17

### 1. 避難対策

#### 【噴火前避難】

- |                    |    |
|--------------------|----|
| 1-1 火山情報に応じた避難の考え方 | 17 |
| 1-2 入山自粛の呼びかけ      | 28 |
| 1-3 観光客等帰宅促進       | 31 |
| 1-4 一般住民の噴火前避難     | 35 |
| 1-5 災害時要援護者の噴火前避難  | 41 |
| 1-6 家畜避難           | 46 |

#### 【噴火時避難】

- |                              |    |
|------------------------------|----|
| 1-7 噴火時の現象に応じた避難の考え方         | 48 |
| 1-8 溶岩流の流下に備えた噴火時避難          | 52 |
| 1-9 火碎流及び融雪型火山泥流の流下に備えた噴火時避難 | 55 |
| 1-10 大量火山灰の降下に備えた噴火時避難       | 56 |
| 1-11 降灰後の雨による土石流等に備えた避難      | 57 |
| 1-12 一時帰宅、避難範囲の縮小・解除         | 58 |

### 2. 広域連携体制

- |                         |    |
|-------------------------|----|
| 2-1 各機関の本部体制            | 67 |
| 2-2 合同現地本部              | 68 |
| 2-3 火山噴火予知連絡会・火山専門家との連携 | 72 |
| 2-4 応急対策の検討             | 73 |
| 2-5 広域連携・協定             | 73 |

### 3. 火山防災情報の収集・伝達、共有化

- |                     |    |
|---------------------|----|
| 3-1 監視観測情報の収集（監視強化） | 77 |
| 3-2 住民等からの通報受理      | 79 |

3-3	監視観測情報・通報等の伝達・集約	80
3-4	被害状況の把握	82
3-5	関係機関相互の情報共有化と発信体制	83
3-6	噴火時の影響範囲の予測	84
<b>4. 住民等への情報伝達・広報</b>		
4-1	住民等への情報伝達・広報	87
4-2	災害時要援護者への情報伝達	89
4-3	登山者・観光客への情報伝達	90
4-4	国内外への情報発信	91
4-5	風評被害防止のための情報伝達・広報	92
4-6	問い合わせへの対応	92
<b>5. 各種応急・復旧活動</b>		
5-1	交通規制	95
5-2	降灰対策	102
5-3	被害の拡大防止対策	104
5-4	食料・飲料水及び生活必需品等の供給	110
5-5	広域応援要員の受入	113
5-6	ボランティアの受入	116
5-7	住宅の確保	117
5-8	被災者への経済的支援	120
<b>6. 災害に強い地域社会の形成</b>		
—富士山と地域社会との共生—		
6-1	被災後の経済的支援	125
6-2	防災対応及び観光業支援のためのホテル・旅館の活用	126
6-3	風評被害対策	127
6-4	火山と共に存した地域づくり	131
6-5	火山資源の活用	132
<b>7. 火山に関する啓発・教育</b>		
—富士山と富士山に関わる人々との共生—		
7-1	啓発・教育の方向性	133
7-2	地域住民（住民組織）への啓発・教育	137
7-3	観光客への学習機会の提供	139
7-4	学校教育への導入	140
7-5	啓発・教育ツールの整備	141
7-6	拠点施設の整備	142
<b>8. 今後の防災計画のあり方</b>		
8-1	富士山火山広域防災基本方針（仮称）の策定	143
8-2	相互間地域防災計画の策定に向けて	143
検討の経緯		145
おわりに		146

## はじめに

平成 12 年 10 月から平成 13 年 5 月にかけて、富士山で低周波地震が多発した。これを契機に、富士山の火山防災体制の確立に向け、平成 13 年に「富士山火山防災協議会」（関係都県、地元市町村及び関係省庁）が設置された。さらに同年、内閣府と関係省庁は、学識者等からなる「富士山ハザードマップ検討委員会」を設置し、専門的見地からの検討がはじまった。ここでは、富士山火山噴火に伴う各種現象の影響範囲や程度、それに伴う被害想定等について調査・分析が行われ、火山防災マップ作成や火山防災対策等についてのあり方がとりまとめられた。その結果を受け、「富士山火山防災協議会」において、富士山が噴火した場合、甚大な被害の発生や影響が広範囲に及ぶおそれがあることから、国、都県、市町村が役割分担を明確にした上で、互いに協働して行う広域的な防災対策について具体化する必要があること、富士山が日本でも有数の観光資源であることに配慮した具体的な防災対策を検討することが重要であることが提言された。

本報告は、これらの提言を受け設置された「富士山火山広域防災対策検討会」（学識者、関係都県、関係省庁）での専門的な見地からの検討を踏まえ、より具体的に富士山火山広域防災対策のあり方を検討し、とりまとめたものである。

現在、富士山の活動には、低周波地震が多発した時期はあったものの、活発化する兆候は表れておらず、直ちに噴火の発生等を懸念する必要性は小さいものと考えられる。しかし、富士山が噴火した場合には、過去の履歴から、噴火に伴うあらゆる現象が発生する可能性が想定される。しかも日本の中間に位置し、広大なすそ野を形成し、その周囲には多くの人口、東西を結ぶ交通幹線が存在しているため、大規模な噴火の場合、被害規模や影響は、他の火山に比べてはるかに甚大なものになることが予想される。そして、何よりも古くから日本のシンボルとして親しまれ、国内外から多くの観光客が訪れている。こうした環境にある富士山では、たとえ噴火に至らなくとも、わずかな異常現象の発現によって多方面に及ぼす影響は非常に大きいものがある。

火山防災は、一般的に、複雑に展開する現象に対する的確な状況判断や広範囲に及ぶ被害や影響、そして災害の長期化への対応などが重要になるが、

富士山の場合は、そのスケールの大きさから、さらに広域的な観点での防災対策の確立が求められる。

本報告では、こうした富士山における「広域防災」の重要性を認識し、各種防災対策の具体的な提言を行うとともに、防災対策推進の一環として、富士山火山に対する啓発・教育や豊かな自然環境、地域生活、産業等に配慮した、火山との共生方策についての検討も行った。

# 第一章 検討の目的と方針

## 1. 検討の目的

本報告は、「富士山ハザードマップ検討委員会」（座長 荒牧重雄東京大学名誉教授）での火山防災マップ等の成果を踏まえ、「広域防災」の観点から、予防、応急対策から復旧・復興対策に至る総合的な検討を行い、各対策の基本方針をとりまとめたものである。

富士山が噴火した場合には、被害や影響が広範囲に及ぶ可能性があり、被災地の各所で、行政機関をはじめ、数多くの機関が防災対応に従事することになる。従って、各機関の対応に混乱や格差が生じないように、特に次のような点に留意し、各対策についてのとりまとめを行った。

- ・噴火の各段階（噴火前～噴火時、噴火後／火山情報の種類など）に応じてとるべき措置、実施基準等の明確化
- ・国、県、市町村及び防災関係機関等各主体の役割の明確化
- ・国、県、市町村及び防災関係機関等各機関相互の調整や連携体制のあり方
- ・対策に関連する富士山周辺状況の実態把握（資料・データの提示）

## 2. 検討の進め方

本業務においては、「富士山火山広域防災検討会」（座長 廣井脩東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授）を設置し、学識者等による専門的見地からの検討を行い計画に反映させた。また、本委員会の下に、「富士山火山共生ワーキンググループ」（座長 荒牧重雄東京大学名誉教授）を設置し、富士山火山との共生についての検討も行った。

（富士山火山広域防災検討会・富士山火山共生ワーキンググループ委員名簿  
次頁参照）

## 富士山火山広域防災検討会・富士山火山共生ワーキンググループ委員名簿

### 〈富士山火山広域防災検討会〉

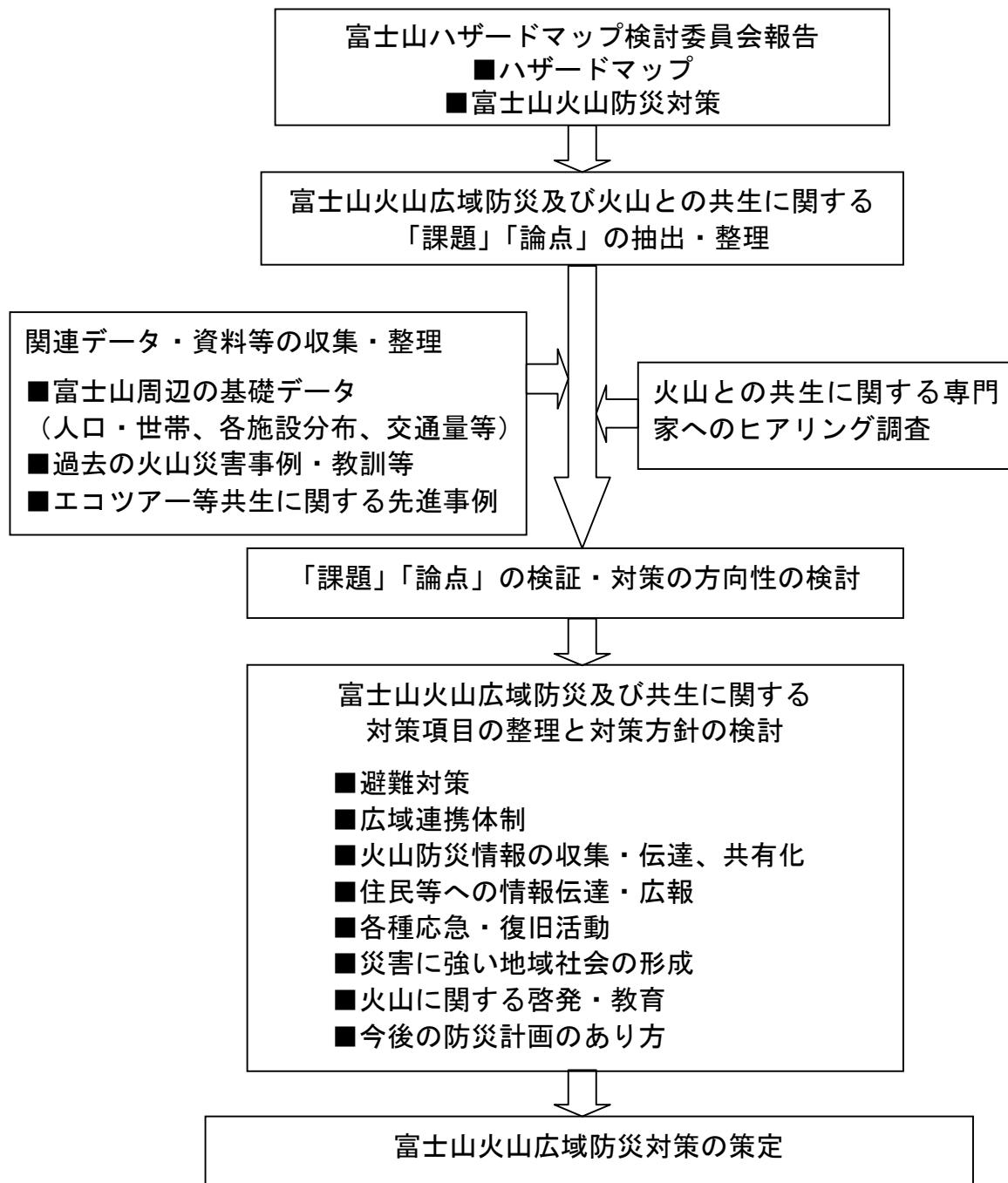
座長	廣井 優	東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授
委員	池谷 浩	(社) 砂防学会理事
"	田中 淳	東洋大学社会学部教授
"	中村 功	東洋大学社会学部教授
"	宮地 直道	日本大学文理学部助教授
"	吉井 博明	東京経済大学コミュニケーション学部教授
"	安田 実	内閣官房参事官(安全保障・危機管理担当)
"	上総 周平	内閣府参事官(地震・火山対策担当)
"	前田 哲	防衛庁運用局運用課長
"	金谷 裕弘	総務省消防庁防災課長
"	下河内 司	前 総務省消防庁防災課長
"	亀江 幸二	国土交通省河川局砂防部砂防計画課長
"	佐藤 清二	国土交通省河川局防災課災害対策室長
"	山根 尚之	前 國土交通省河川局防災課災害対策室長
"	横田 崇	国土交通省気象庁地震火山部火山課長
"	中禮 正明	前 國土交通省気象庁地震火山部火山課長
"	芦澤 薫	山梨県総務部長
"	三井 弘之	前 山梨県総務部長
"	杉山 栄一	静岡県防災局長
"	村山 正和	神奈川県安全防災局長
"	中村 晶晴	東京都総務局総合防災部長
"	金子 正一郎	前 東京都総務局総合防災部長

### 〈富士山火山共生ワーキンググループ〉

座長	荒牧 重雄	東京大学名誉教授
委員	小山 真人	静岡大学教育学部教授
"	重川 希志依	富士常葉大学環境防災学部教授
"	堀内 光一郎	富士急行社長
"	溝尾 良隆	立教大学観光学部教授
"	吉村 秀實	富士常葉大学環境防災学部教授
"	上総 周平	内閣府参事官(地震・火山対策担当)
"	金谷 裕弘	総務省消防庁防災課長
"	下河内 司	前 総務省消防庁防災課長
"	亀江 幸二	国土交通省河川局砂防部砂防計画課長
"	若林 陽介	国土交通省総合政策局観光地域振興課長
"	横田 崇	国土交通省気象庁地震火山部火山課長
"	中禮 正明	前 國土交通省気象庁地震火山部火山課長
"	鍛治 哲郎	環境省自然環境局国立公園課長
"	芦澤 薫	山梨県総務部長
"	三井 弘之	前 山梨県総務部長
"	今村 修	山梨県森林環境部長
"	堀内 順一	前 山梨県森林環境部長
"	野田 金男	山梨県観光部長
"	杉山 栄一	静岡県防災局長
"	中村 善行	静岡県生活・文化部理事
"	大村 義政	前 静岡県生活・文化部理事
"	府川 博明	静岡県環境森林部長
"	花岡 志郎	前 静岡県環境森林部長
"	村山 正和	神奈川県安全防災局長

対策の検討に当たっては、富士山ハザードマップ検討委員会報告を受け、火山広域防災及び富士山との共生の観点から、現状の課題や対策に向けての論点を抽出・整理した。また、富士山周辺地域の実態や過去の噴火事例等のデータや資料を収集し、特に火山との共生に関しては専門家へのヒアリング調査を実施するなどし、課題・論点の検証、対策の方向性についての検討をすすめた。

以上の検討結果を踏まえ、避難対策など重要な対策項目を掲げ、それについての対策方針を検討し、富士山火山広域防災対策としてとりまとめた。



### 3. 富士山火山広域防災のあり方

#### 3-1 富士山火山災害の特徴・課題と広域防災対策の視点

##### 3-1-1 前兆現象の発現・噴火予知技術の向上による被害の大幅な軽減

富士山火山における観測体制は、近年充実しており、噴火活動には結びつかないような規模の現象である低周波地震の発生を捉えることも可能になっている。これに加えて噴火予知技術も向上しており、富士山において規模の大きな噴火が発生する場合には、前兆現象が捉えられる可能性が高くなっている。そして、そのような前兆現象が現れた場合には、気象庁から、臨時火山情報や緊急火山情報が発表されることとなる。このため、噴火予知技術の向上を噴火前避難等の防災対策に生かすことにより、火山災害による被害の大幅な軽減をめざすことが可能である。すなわち、前兆現象が捉えられた場合に、混乱なく、迅速かつ的確な避難体制をとるために、**火山情報が発表された場合における対応を事前に検討しておくことが必要である。**

一方、平成16年に試作された富士山のハザードマップでは、多様な火山現象がシミュレーション技術により再現されており、その影響の及ぶ範囲が明確になっている。多岐にわたる火山現象に適切に対応するためには、あらかじめ、ハザードマップで想定した**各火山現象に応じて影響範囲を考慮した防災対策**を計画しておくことが必要である。

また、前兆現象をより確実に捉えるための**監視体制の強化**、発生した現象を正確に把握するための**監視の連携、情報共有化**も必要である。

##### 3-1-2 複雑な噴火災害現象・時々刻々変化する事態への対応

富士山は、過去の履歴からも火山の持つあらゆる現象の発生する可能性をもっている。ひとたび噴火すれば、火碎流発生の有無の判断や溶岩流到達範囲などについて想定が可能とされているが、予測範囲を超えた噴火の推移をたどることもあり、それによって発生する被害の種類も多岐に及び、その様相も時々刻々変化していく可能性もある。

このような複雑な火山災害に対しては、市町村での避難等についての判断にも限界を超えることが想定される。

過去の火山災害で、国や自治体、火山専門家等が一堂に会し、避難等の防災対応に効果があったことにも鑑み、**国、県、市町村や火山専門家等との連携体制**を事前に確立しておく必要がある。

### 3-1-3 拡大する災害現象・多数の避難者による広域避難

噴火に伴う現象の中でも、宝永規模の噴火による降灰は首都圏にまで及び、また大規模噴火による溶岩流や融雪型火山泥流も複数の自治体をまたがり拡大する可能性がある。

一方、噴火前の段階から警戒すべきゾーンとして考えられる想定火口範囲や溶岩流の経過別到達範囲は、いずれも山頂を取りまく形で広範囲にわたり、その中に多数の人口を抱え、観光施設等も数多く含まれる。

富士山噴火災害では、まずこれらの危険ゾーンに存在する**多数の住民等の避難対策**が重要である。しかも、避難の対象者には即座の対応が困難な**災害時要援護者や地域外からの登山者・観光客等**も多く存在することに留意し、避難対策を検討しなければならない。

また、危険が及ばない地域外への避難となると、避難距離も長くなり、市町村界をまたがる**広域避難**になる。富士山周辺は、特に、行楽シーズンの場合には、観光客等で混雑し、道路渋滞も深刻化する。多数の避難者が発生することで、さらに渋滞が激化する可能性もある。広域的な避難行動に支障が生じないように、**避難に伴う交通規制、避難ルートの確保や避難方法**についても留意が必要である。

### 3-1-4 長期化する災害対応・膨大な応急・復旧活動

降灰や溶岩流等の流下によって被災地が拡大し、しかも火山活動が継続すると、**避難生活は長期化し、被災者への食料等物資の供給や被害の拡大防止のための各種の応急・復旧活動も長期にわたり継続して実施されなければならない。**

これらの活動に必要な物資や資機材の調達、多くの活動要員の確保などにおいては、被災地の自治体だけではその対応にも限界がある。

こうした対応においては、**自治体相互の連携や被災地域外からの広域的な応援による対応が不可欠になる。**

### 3-1-5 国内多方面に波及する影響

富士山周辺には、東西の交通を結ぶ主要な幹線道路や新幹線等の鉄道が存在する。溶岩流等の拡大によっては、こうした主要な交通機能も直接的な被害を受けることになる。その結果、旅客輸送や物流などにも支障を来し、国

内の産業や経済活動にも大きく影響する可能性がある。特に、観光客の減少など富士山周辺の観光産業への影響が懸念される。

道路交通の安全確保の面では、火山活動のどの段階で交通規制や鉄道の運行中止等を実施するのか、避難対策と同様に火山情報との関係において明確にしておく必要がある。

また、産業や経済活動への影響に関しては、火山活動の状況や災害の規模、見通し、さらには各施設の復旧状況などの**情報を各機関が共有**し、国内各方面に広く**情報発信**し、波及する様々な影響の緩和に努めることが必要である。

### 3-1-6 日本有数の観光地における災害

富士山は、日本を代表する火山であり、日本有数の観光地でもある。

富士山の場合、噴火に至らずとも異常現象の発現や風評によって受ける影響は多方面に及ぶ。特に、観光客の減少などで、観光施設やホテル・旅館等観光業をはじめ地域経済に与える影響は大きく、火山活動が長期化し、観光客の減少が長期間継続する場合では、他の観光地に足を向けるようになった観光客を再び呼び戻すことは非常に困難になることは、過去の災害事例にも見られた現象である。

噴火災害により直接的な被害を受けた場合はもちろん、噴火前や噴火終息後における影響も勘案し、**観光業等地域産業への支援**のあり方について検討することが必要である。

また、例え噴火しても、被害を発生させない、拡大させない、地域を守るための事前対策を講じておくことが重要である。富士山噴火災害に備えて、地域を構成する**住民や事業者等における防災対策の推進**を図り、**災害に強い地域社会**の構築に向けた取り組みが必要である。

### 3-1-7 豊富な火山資源・火山教育普及に適した環境

富士山は、1707年（宝永4年）に噴火して以来、約300年間は平穏を保ってきたが、過去には、さまざまな現象を伴う中小規模の噴火を繰り返してきた。実際、富士山には、火山の形成や噴火に伴ってできた独特な地形が多く見られる。

富士山は、優れた観光地であると同時に、火山としての興味深い知識を豊富に得ることのできる火山資源である。国内外から数多く訪れる観光客に

「火山を学ぶ」「火山を知る」など火山学習の機会をより一層提供することで、火山に関する知識を広く普及することができる。

一方、噴火災害をはじめ過去の災害では、地域の環境や災害の履歴、災害現象を理解していかなかったために、人的被害を拡大させた事例は数多くある。災害による被害を防止し、または軽減させるためには、地域を知り、災害を知ることが必要である。

富士山では、平成 12 年 10 月から翌年 5 月にかけて、低周波地震の多発が観測され、改めて活火山であることが広く認識された。豊富な火山資源を有し、また多くの国民から親しみをもたれている富士山は、**火山の知識**さらには**火山防災の普及を図る場**として適した環境にあり、**火山教育・啓発**をさらに進めていくことが望まれる。

### 3-2 富士山火山広域防災の方向性

以上の課題を踏まえ、富士山火山広域防災の基本的方向性を示す。

#### 3-2-1 火山情報と避難等防災対応の明確化

火山情報を判断基準とし、避難をはじめ、入山自粛、観光の自粛等の実施時期を明確にし、市町村間で避難等の対応に混乱が生じないよう統一的な方針を定める。

また、避難行動時の混雑や渋滞を避けるために、ハザードマップ等の結果を踏まえ、噴火前から各状況に応じた避難範囲等を明確にするとともに、災害時要援護者は早めに避難を開始するなど対象者の属性や避難範囲に基づく段階的避難を計画する。なお、避難等に係わる道路の規制についても、実施時期や規制箇所（案）について定める。

- ＜広域防災対策の検討項目（例）＞
- 火山情報と避難のタイミング【避難対策】
  - 危険ゾーン（シミュレーション結果）と避難範囲の設定【避難対策】
  - 入山自粛【避難対策】
  - 観光への対応【避難対策】
  - 災害時要援護者の避難【避難対策】
  - 避難に伴う交通規制【各種応急・復旧活動】

#### 3-2-2 広域避難・避難の長期化への対応

避難先は、基本的に火山噴火に伴う現象の危険が及ばない地域とし、その場合、他市町村への避難の可能性もあることから、避難先の確保や避難方法については、域内の避難だけでなく、市町村界を超える広域避難も前提に、その体制や計画を定める。

災害時要援護者の避難や一般住民の広域避難に対しては、バス等による集団避難を基本とし、避難所の確保とともに、搬送手段の確保体制について確立する。

また、避難生活が長期化することも考慮し、避難者の心理的負担を軽減させる目的で、ホテル・旅館等の避難所としての活用も検討する。

- ◇ <広域防災対策の検討項目（例）>
- 避難所確保【避難対策】
  - バス等輸送手段の確保体制【避難対策】
  - 避難者の心理的負担を軽減させる目的でのホテル・旅館の活用  
【避難対策】【災害に強い地域社会の形成】

### 3-2-3 監視体制の強化

監視観測情報は、火山活動状況の把握や活動の判断のために不可欠であり、平常時から山体全体をカバーする監視観測体制を国、県、市町村の連携のもとに整備し、異常が捉えられた場合には、さらにその強化を図るための体制方針を定める。

- ◇ <広域防災対策の検討項目（例）>
- 監視観測情報の収集体制【火山防災情報の収集・伝達、共有化】
  - 監視観測体制の強化【火山防災情報の収集・伝達、共有化】

### 3-2-4 合同現地対策本部体制の確立

避難対応など各種活動の実施判断や連絡調整について、国、県、市町村等の連携体制を強化する目的で、現地に合同による対策本部（合同現地対策本部）の設置を計画する。また、各種の対応が効率よく実施されるように本部における役割分担を定める。

なお、火山活動状況の把握においては、火山専門家等の助言も得られるよう、日頃からの協力体制を構築する。

- ◇ <広域防災対策の検討項目（例）>
- 合同現地対策本部の設置【広域連携体制】
  - 火山専門家との連携【広域連携体制】
  - 各主体と役割分担の明確化【各対策共通】

### 3-2-5 広域応援体制の確立

多数の避難者への食料等の供給、医療活動、被害拡大防止、降灰対策等の各種防災対応において必要となる物資・資機材の確保や活動要員の確保にお

いっては、被災地の自治体だけではその対応に限界がある。そこで、広域的な応援体制を構築し、事前の活動応援協定や相互間地域防災計画策定などの推進を図る。

＜広域防災対策の検討項目（例）＞

- 自治体間広域応援協定の締結【広域連携体制】
- 相互間地域防災計画の策定【広域連携体制】
- 食料等物資の供給、医療活動、被害拡大防止、降灰対策【各種応急・復旧活動】

### 3-2-6 中長期にわたる情報の共有化・国内外への情報発信体制の構築

火山情報、被害情報をはじめ、応急活動の進捗状況、各種機能・施設の復旧状況、住民の生活に関する支援情報、さらには物流や産業活動等日本全体に関する情報について、各行政機関・関係防災機関が迅速・確実に共有できる防災情報の共有化のためのシステムを構築する。

また、物流、産業活動、経済動向等日本全体に関する情報については、富士山周辺のみならず国内外に情報発信する体制を確立する。

＜広域防災対策の検討項目（例）＞

- 各種火山防災情報の収集伝達体制の確立【火山防災情報の収集・伝達、共有化】
- 各機関の情報共有化【火山防災情報の収集・伝達、共有化】
- 国内外への情報発信【住民等への情報伝達・広報】

### 3-2-7 地域住民、地域産業等への支援

富士山噴火災害によって被害を受けた住民の生活、地域産業の早期再建を図るための各種支援のあり方を検討する。特に、観光業等の地域産業に対しては、風評による影響被害も勘案し、噴火前や噴火終息後における対策のあり方についても検討しておく。

また、避難者の心理的負担を軽減させる目的だけでなく、観光業支援という目的でホテル・旅館の避難所活用の促進や噴火終息後の災害遺構の観光資源としての活用方法を検討する。

◇<広域防災対策の検討項目（例）>

- 地域産業への支援【災害に強い地域社会の形成】
- 観光業支援のためのホテル・旅館の避難所活用【災害に強い地域社会の形成】
- 災害遺構の観光資源としての活用【災害に強い地域社会の形成】
- 被災者への支援【各種応急・復旧活動】

### 3-2-8 「富士山火山防災促進地域（仮称）」の設定

被害の拡大防止や軽減化を図る目的で、早期の避難等の対象になる危険ゾーンについては、避難計画等防災対策を強化すべき「富士山火山防災促進地域（仮称）」として設定し、利用者（住民、事業者等）に防災対策の充実を求め、防災対策の推進を図る。

◇<広域防災対策の検討項目（例）>

- 富士山周辺のハザードマップに基づく「富士山火山防災促進地域（仮称）」の設定【災害に強い地域社会の形成】

### 3-2-9 防災対策推進に向けて

火山防災対策推進にむけて、富士山火山に対する理解や防災対策の周知を広く地域住民や富士山に訪れる観光客等に図っていくことが重要である。

地域住民、観光客等への富士山火山に関する啓発・教育推進体制や情報提供・発信体制を構築する。

◇<広域防災対策の検討項目（例）>

- 地域住民・観光客等への啓発・教育【火山に関する啓発・教育】
- 富士山に関する情報提供・発信体制【火山に関する啓発・教育】

## 4. 富士山火山広域防災対策の検討

富士山火山広域防災の基本的方向性を踏まえ、以下のように対策項目を掲げ、検討を行った。

### 4-1 避難対策（第二章 1.）

前兆現象から噴火が予測できることを前提とした噴火前避難と噴火時避難の大きく二つの局面で検討を行った。特に、噴火前避難においては、富士山火山の活動状況に応じて混乱なく避難等の対応が実施されるよう、一般住民の他、災害時要援護者、登山者・観光客等を対象に、各火山情報に応じた避難等の対応措置、対象範囲等の考え方を明確にした。

### 4-2 広域連携体制（第二章 2.）

広域防災対応における国、県、市町村等の連携を重視し、現地における「合同現地対策本部」の設置体制や火山専門家との連携について示し、また、被災地に対する地域外からの応援を円滑にするための自治体間等の広域連携のあり方を検討した。

### 4-3 火山防災情報の収集・伝達、共有化（第二章 3.）

火山の前兆現象などを迅速かつ的確に把握するために、監視観測体制の強化に向けた機器等の整備のあり方や監視情報・異常現象の収集・伝達体制について検討した。さらに、火山防災に関わる各種の重要な情報の各機関相互の共有化、噴火時の影響範囲予測の検討体制について検討した。

### 4-4 住民等への情報伝達・広報（第二章 4.）

避難等に関する緊急情報や各施設の復旧状況など中長期にわたって、住民等に伝達・広報すべき重要な情報を整理し、地域住民、災害時要援護者や登山者・観光客等の属性に適した情報伝達のあり方について検討した。

### 4-5 各種応急・復旧活動（第二章 5.）

火山活動が活発化してくる段階から、噴火時、さらには噴火終息期において、実施・展開するべき応急活動や復旧・復興対策について抽出し、各対策の活動方針、各機関の役割や実施体制について検討した。

### 4-6 災害に強い地域社会の形成（第二章 6.）

富士山と地域社会との共生について検討した。具体的には、富士山噴火災害による被災後、富士山周辺を形成する地域や地元産業の早期再建が図れる

ようには、風評被害発生時の対策、被災後の事業者への支援策等について検討した。また、災害に強い地域をめざし、ハザードマップを踏まえた土地利用の考え方を整理し、地域の防災対策の推進方策を検討した。

#### 4-7 火山に関する啓発・教育（第二章 7.）

富士山と富士山に関わる人々との共生について検討した。具体的には、火山防災対策推進の一環として、地域住民や観光客を対象に、富士山火山との共生をテーマとした啓発・教育活動を推進していくため、住民組織を活用した啓発事業の展開、エコツアー等観光業への導入、学校教育への導入方策及び教科書など啓発ツールの整備等について検討した。

#### 4-8 今後の防災計画のあり方（第二章 8.）

本報告の検討結果を受けて、富士山噴火災害を前提とした国としての基本方針及び自治体間の相互間地域防災計画策定の推進を提言している。

